

65歳以上の
皆さんへ

平成16年度 介護保険料のお知らせ

今年度の65歳以上のかたの介護保険料額などについて、4月下旬に納入通知書を郵送します。これは今年度の保険料額などが確定するまでの間、前年度の保険料額にて計算された(仮算定)金額で平成16年度の介護保険料をお知らせするものです。

介護保険は、国・県・町の負担金と、40歳以上のかたが納める保険料で運営されています。皆さんから納められた保険料は、介護サービス費用の保険給付など、介護保険を運営するための大切な財源となります。保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。



介護保険料の算定方法

介護保険料は、ご本人とその世帯のかたの町県民税(住民税)の内容に基づいて算定されるため、その年度の町県民税が決定されるまでは前年度の町県民税の内容で仮徴収をします。その後決定した町県民税を基に、本年度の保険料を算定し、平成16年度の年間保険料額が確定されます。

介護保険料額の各段階の決まり方

介護保険料は、ご本人とその世帯のかたの町県民税(住民税)の課税状況に応じて、5段階に分かれています。詳しくは次の表のとおりです。

所得段階	対象者	計算方法	年間保険料額
第1段階	生活保護を受けているかた 世帯全員が町県民税非課税で老齢福祉年金を受けているかた	基準額×0.50	21,500円
第2段階	世帯全員が町県民税非課税のかた	基準額×0.75	32,300円
第3段階	世帯の誰かに町県民税が課税されているが、本人は非課税のかた	基準額	43,000円
第4段階	本人が町県民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満のかた	基準額×1.25	53,800円
第5段階	本人が町県民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上のかた	基準額×1.50	64,500円

介護保険料の納め方

特別徴収(年金天引き)の場合：年金支給月(年6回)に年金より天引きされます。

4・6・8月の保険料は、本年2月の天引き額と同額になります。

10・12・2月の保険料は、確定した年間保険料額から4・6・8月の天引き額を差し引いた額を、各月(3回)に天引きされます。

普通徴収(納付書、または口座振替による納付)の場合：4月から翌年1月までの各月(10回)に納めます。

4月～7月の保険料は、前年度の年間保険料額にて計算されます。

8月～翌年1月の保険料は、確定した年間保険料額から4～7月の保険料を差し引いた額を、各月(6回)に納めます。

具体的な金額は次の表のとおりです。

平成16年度介護保険料の各月の納付金額

	年 額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期		
特別徴収(年金天引き)	第1段階	21,500	4,700	4,700	4,700	4,700	2,600	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	
	第2段階	32,300	7,100	7,100	7,100	7,100	3,800	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	
	第3段階	43,000	9,500	9,500	9,500	9,500	4,900	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	
	第4段階	53,800	11,900	11,900	11,900	11,900	6,100	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
	第5段階	64,500	14,300	14,300	14,300	14,300	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200	
		今回お知らせの分						年間保険料が確定した後お知らせの分					
普通徴収(納付書で納付)	第1段階	21,500	2,600	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	
	第2段階	32,300	3,500	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	
	第3段階	43,000	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300	
	第4段階	53,800	6,100	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	
	第5段階	64,500	6,900	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	
		今回お知らせの分						年間保険料が確定した後お知らせの分					

(注) この表は最も一般的な例を示したものです。年度の途中で65歳になった場合や、前年度に所得段階が変更になった場合などはこの表とは異なった金額となります。

ご不明な点は福祉健康課介護保険係(内線260～262)へおたずねください。